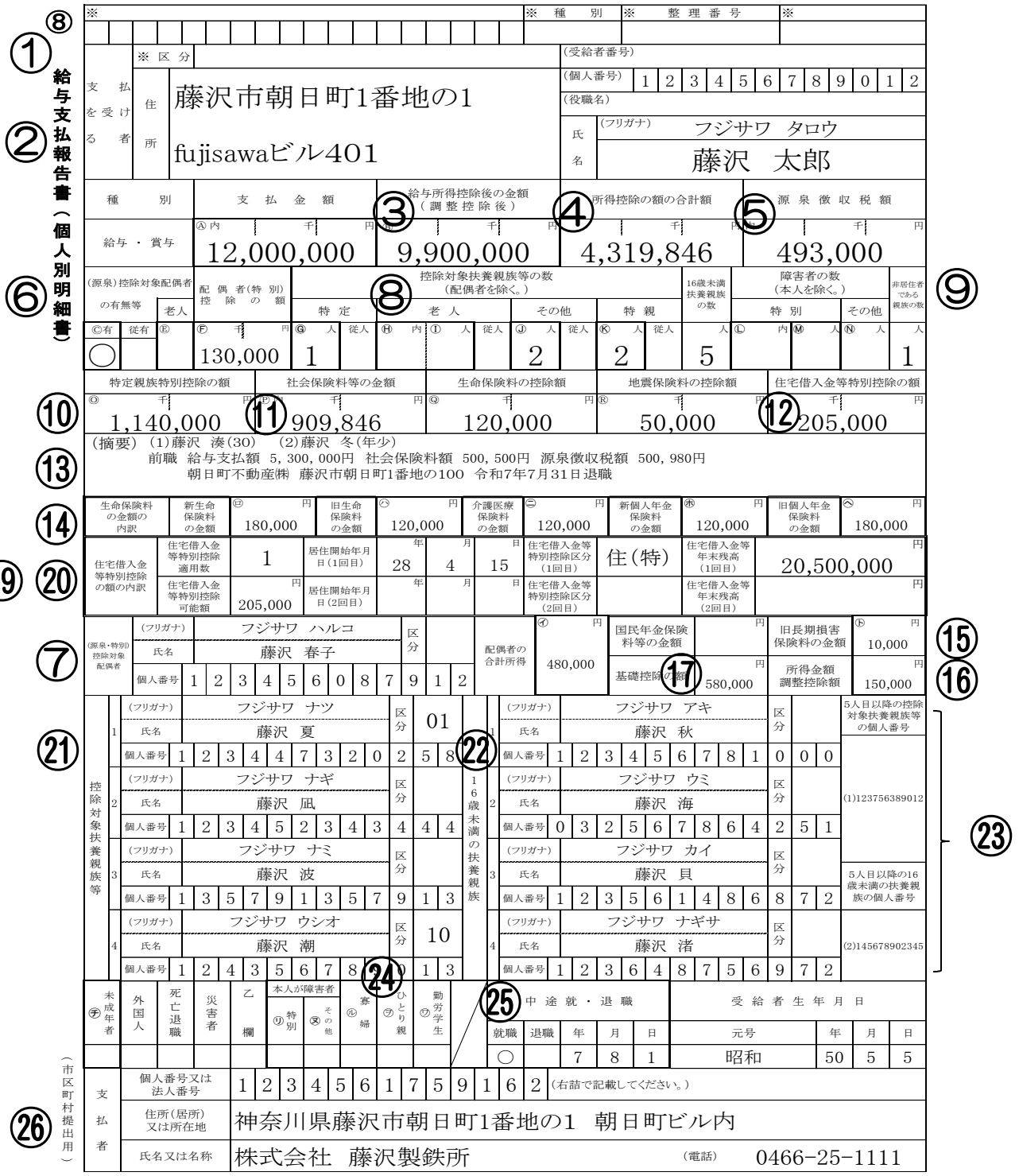
Ⅱ　個人別明細書



老人控除対象配偶者	昭和31年1月1日以前生まれ（70歳以上）の控除対象配偶者
本人未成年者	平成20年1月3日以降生まれの人
特定扶養親族	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ（19歳以上23歳未満）の配偶者以外の扶養親族
16歳未満扶養親族	平成22年1月2日以降生まれの扶養親族

記載要領及び記載にあたっての留意点

番号	項目	確認・記載すべき事項
①	年度	必ず年度を確認してください。年度によって様式が異なります。
②	支払を受ける者	【住所】令和８年１月１日現在の住所（アパートやマンション名も）を記載。 【個人番号】給与の支払いを受ける方の個人番号を記載。 【フリガナ・氏名】住民登録されているフリガナ・氏名を記載。

<table>
<tr><td>③</td><td>給与所得控除後の金額
（調整控除後）</td><td>支払金額に応じて次の表により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。
なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
※所得金額調整控除については、⑯を参照してください。

<table>
<tr><th>収入金額（A）</th><th>所得金額</th></tr>
<tr><td>650，999円以下</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>651，000円~1，899，999円</td><td>（A）−650，000円</td></tr>
<tr><td>※1，900，000円~3，599，999円</td><td>（A）×0．7−80，000円</td></tr>
<tr><td>※3，600，000円~6，599，999円</td><td>（A）×0．8−440，000円</td></tr>
<tr><td>6，600，000円~8，499，999円</td><td>（A）×0．9−1，100，000円</td></tr>
<tr><td>8，500，000円以上</td><td>（A）−1，950，000円</td></tr>
</table>

※収入金額（A）＝ ｛収入金額 / 4,000 （ 小数点第1位以下切捨て ）｝ ×4,000</td></tr>
<tr><td>④</td><td>所得控除の額の合計額</td><td>Ⓒ～Ⓡ（Ⓓは欠番）及び⑪～⑰欄の合計額に基礎控除額（該当金額）を加えた金額を記載。</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>源泉徴収税額</td><td>所得税と復興特別所得税の合計額を記載。（１００円未満切り捨て）
＊復興特別所得税…所得税額に2.1％をかけた金額。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥</td><td>㈱泉)控除対象配偶者の有無等</td><td>【有】欄…主たる給与等において、支払を受ける方が年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」と記載。
年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記載。
【従有】欄…従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」と記載。
【老人】欄…控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「○」と記載。</td></tr>
<tr><td>配偶者（特別）控除の額</td><td>配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦</td><td>（源泉・特別）控除対象配偶者</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・フリガナ及び個人番号を記載（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名及び個人番号を記載）
※記載方法について、注１・２（６ページ）も併せて参照。
※控除対象配偶者の欄は、年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</td></tr>
<tr><td>配偶者の合計所得</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載。
なお、年の中途で退職した方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載。</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>控除対象扶養親族等の数</td><td>配偶者以外の控除対象扶養親族等の人数を記載。
特定扶養親族（平成１５年１月２日~平成１９年１月１日生まれ（１９歳以上２３歳未満）の配偶者以外の扶養親族）に該当するものはⒼ欄、老人扶養親族（昭和３１年１月１日以前生まれ（７０歳以上）の配偶者以外の扶養親族）に該当するものはⒾ欄（そのうち同居老親等はⒽ欄にも）、その他扶養親族（１６歳未満の扶養親族（平成２２年１月２日以降生まれ）を除く）はⒿ欄、特定親族（受給者と生計を一にする平成１５年１月２日~平成１９年１月１日生まれ（１９歳以上２３歳未満）の親族等で合計所得金額が５８万円超１２３万円以下）に該当するものはⓀ欄に記載。</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>非居住者である親族の数</td><td>配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族、特定親族及び１６歳未満の扶養親族のうちに、非居住者（注２…６ページ参照）がいる場合には、その人数を記載。</td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>特定親族特別控除の額</td><td>特定親族特別控除の合計額を記載。計算方法等については、⑧、注２及び【親族の範囲】（6ページ）を参照してください。</td></tr>
<tr><td>⑪</td><td>社会保険料等の金額</td><td>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。
（注）１．中途就職者について、その就職前にほかの支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。２．小規模企業共済等掛金（※）の額については、これを内書してください。
（上段：小規模企業共済等掛金額、下段：小規模企業共済等掛金額を含めた社会保険料等の合計額）

※小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、並びに条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。

<table>
<tr><td>社会保険料等の金額</td></tr>
<tr><td>㊓内 千 円
30,000
939,846</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑫</td><td>住宅借入金等特別控除の額</td><td>算出所得税額から控除する住宅借入金等特別控除額を記載。</td></tr>
<tr><td>⑬</td><td>摘要</td><td>1　控除対象扶養親族等又は１６歳未満の扶養親族が５人以上いる場合は、５人目以降の控除対象扶養親族等又は１６歳未満の扶養親族の氏名を記載。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。また、この欄に記載される控除対象扶養親族等又は１６歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載。
（１）　１６歳未満の扶養親族の場合…氏名の後に「（年少）」と記載。
（２）　控除対象扶養親族等が非居住者である場合は、氏名の後に「(０１)」のように、６ページ記載の「●控除対象扶養親族の区分」又は「●特定親族特別控除の額の区分」の表に対応する数字を記載してください。１６歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合は、氏名の後に「（非居住者）」と記載。※扶養親族等の個人番号については、この欄に記載せず、「５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」又は「５人目以降の１６歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載（㉓参照）。
2　同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が、障がい者、特別障がい者又は同居特別障がい者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載（例：「氏名（同配）」）。非居住者である場合には氏名の後に「（非居住者）」と記載。
3　年の中途で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には以下の３点を記載。
・他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額
・他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称
・他の支払者のもとを退職した年月日（複数ある場合は支払者ごとにすべて記入）
4　租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、「○○条約○○条該当」と赤書き。
5　普通徴収とする場合は、【普通徴収切替理由書「該当する符号（普通徴収とする理由）の人数欄に内訳を記載」】を添付し、普通徴収切替理由書の該当する符号を明記。
6　退職手当等のある配偶者（退職所得を除く所得の見積額が１３３万円以下に限る）、扶養親族（退職所得を除く所得の見積額が５８万円以下に限る）又は特定親族（退職所得を除く所得の見積額が５８万円超１２３万円以下に限る）がいる場合、その配偶者、扶養親族及び特定親族に関する以下の内容を給与支払報告書（個人別明細書）に記載。（㉓も併せて参照）
・配偶者、扶養親族及び特定親族の氏名（氏名の前に（退）を併せて記載）・配偶者、扶養親族及び特定親族である旨　・生年月日　・住所　・障がい者、特別障がい者または同居特別障がい者である場合にはその旨　・非居住者である場合にはその旨（※）・退職所得を除いた合計所得金額の見積額　・従業員本人が寡婦またはひとり親である場合はその旨
（※）控除対象扶養親族等の場合は、６ページ記載の「●控除対象扶養親族の区分」又は「●特定親族特別控除の額の区分」に該当する数字も併せて記載する。</td></tr>
<tr><td>⑭</td><td>㋺～㋭　生命保険料の金額の内訳</td><td>「Ⓞ　生命保険料の控除額」の金額に係る、その年中に支払った各金額をそれぞれ記載。</td></tr>
<tr><td>⑮</td><td>㋣　旧長期損害保険料の金額</td><td>「Ⓟ　地震保険料の控除額」の金額のうち旧長期損害保険料の金額に係る控除額が含まれる場合は、その年中に支払った金額を記載。</td></tr>
<tr><td>⑯</td><td>所得金額調整控除額</td><td>所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載。
給与等の収入金額が８５０万円を超え、次の１～３のいずれかに該当する方が対象。
１　本人が特別障がい者である
２　２３歳未満の扶養親族を有する
３　特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
〈所得金額調整控除算出方法〉
（給与等の収入額（１，０００万円を超える場合は１，０００万円）－８５０万円）×１０％
※該当する要件に応じて「（摘要）」欄に記載してください。
<table><tr><th>要件</th><th>記載方法</th></tr><tr><td>本人が特別障がい者</td><td>記載不要</td></tr><tr><td>同一生計配偶者が特別障がい者</td><td>同一生計配偶者の氏名（同配）</td></tr><tr><td>扶養親族が特別障がい者</td><td rowspan="2">扶養親族の氏名（調整）</td></tr><tr><td>扶養親族が年齢２３歳未満</td></tr></table>ただし、上記の「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が、「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族等」欄、「１６歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑰</td><td>基礎控除の額</td><td>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記。
<table><tr><td colspan="2">給与所得者の基礎控除申告書</td><td rowspan="2">記載方法</td></tr><tr><td>合計所得金額の見積額</td><td>基礎控除の額</td></tr><tr><td>１３２万円以下</td><td>９５万円</td><td>９５０，０００</td></tr><tr><td>１３２万円超　３３６万円以下</td><td>８８万円</td><td>８８０，０００</td></tr><tr><td>３３６万円超　４８９万円以下</td><td>６８万円</td><td>６８０，０００</td></tr><tr><td>４８９万円超　６５５万円以下</td><td>６３万円</td><td>６３０，０００</td></tr><tr><td>６５５万円超　２，３５０万円以下</td><td>５８万円</td><td>５８０，０００</td></tr><tr><td>２，３５０万円超　２，４００万円以下</td><td>４８万円</td><td>４８０，０００</td></tr><tr><td>２，４００万円超　２，４５０万円以下</td><td>３２万円</td><td>３２０，０００</td></tr><tr><td>２，４５０万円超　２，５００万円以下</td><td>１６万円</td><td>１６０，０００</td></tr><tr><td>２，５００万円超</td><td>なし</td><td>０</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑱</td><td>住宅借入金等特別控除適用数</td><td>年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載。
なお、適用数が３以上のときには、摘要欄に記載。</td></tr>
<tr><td>⑲</td><td>居住開始年月日（１回目、２回目）</td><td>居住開始年月日は和暦で年、月、日を分けて記載。</td></tr>
<tr><td>⑳</td><td>住宅借入金等特別控除区分
（１回目、２回目）</td><td>適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載。
<table><tr><td>区分</td><td>記載方法</td></tr><tr><td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）</td><td>住</td></tr><tr><td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td><td>住(特家)</td></tr><tr><td>認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td><td>認</td></tr><tr><td>認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅に該当するとき</td><td>認(特家)</td></tr><tr><td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td><td>増</td></tr><tr><td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成２３年から令和７年１２月３１日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第１３条の２第１項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規程（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合</td><td>震</td></tr><tr><td>震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td><td>震(特家)</td></tr></table>この区分のほか、当該住宅の取得や増改築が特定取得等に該当する場合は「住(特)」「認(特)」「増(特)」等と記載（特別特定取得は（特特）、特例特別特例取得は（特特特））。
例：「住(特)」、「住(特特)」、「住(特特特)」など
※詳細につきましては、国税庁の手引きをご参照ください。</td></tr>
<tr><td>㉑</td><td>控除対象扶養親族等</td><td>扶養控除等の対象となる扶養親族等の氏名・フリガナ及び個人番号を記載。
※　記載方法について、注１・注２（６ページ）も併せて参照。
※　控除対象扶養親族等の欄は、年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</td></tr>
<tr><td>㉒</td><td>１６歳未満の扶養親族</td><td>１６歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号を記載。
※　記載方法について、注１・注２（６ページ）も併せて参照。
※　１６歳未満の扶養親族の欄は、年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</td></tr>
<tr><td>㉓</td><td>５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
５人目以降の１６歳未満の扶養親族の個人番号</td><td>１　扶養親族等がそれぞれ５人以上いる場合には、５人目以降の扶養親族等の個人番号を記載。この場合、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を記載し、「摘要」の欄に記載した氏名と対応関係が分かるようにしてください。（２ページ目の記載例では氏名と個人番号の前に（１）を付
２　しています）
退職手当等のある配偶者、扶養親族又は特定親族の個人番号と、個人番号の前に（退）を記載してください。（⑬も併せて参照）</td></tr>
<tr><td>㉔</td><td>寡婦・ひとり親</td><td>各欄について受給者が該当する事項がある場合に○を記載してください。
【ひとり親】次の①～③を満たす者
①その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされておらず、総所得金額等が５８万円以下の者。）を有すること。
②合計所得金額が５００万円以下であること。
③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（例えば、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある者。）がいないこと。
【寡婦】（１）（２）のうち、ひとり親に該当しない者です。
（１）夫と離婚した後、婚姻をしていない者で、次の①～③を満たす者
①扶養親族を有すること（子以外）。
②合計所得金額が５００万円以下であること。
③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。
（２）夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次の①②を満たす者
①合計所得金額が５００万円以下であること。
②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。</td></tr>
</table>

㉕	中途就・退職 受給者生年月日	【中途就・退職】欄については、就職・退職欄の該当する方に○を記載し、就職日及び退職日を記載。 【受給者生年月日】欄については、必ず記載してください。 ※受給者の生年月日の元号を漢字で記載してください（「平成」等）。
㉖	支払者	支払をする方の個人番号又は法人番号を記載。 個人番号を記載する場合は、右詰で記載。

注１　給与の支払を受ける者に交付する源泉徴収票には、個人番号又は法人番号は記載しません。

注２　控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分欄に「○」を記載してください。
控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分欄に次表の分類に応じて、次のとおり記載してください。

●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の分類	記載方法
居住者	00※１
非居住者（３０歳未満又は７０歳以上）	01
非居住者（３０歳以上７０歳未満、留学生※２）	02
非居住者（３０歳以上７０歳未満、障がい者）	03
非居住者（３０歳以上７０歳未満、３８万円以上送金※３）	04

※１　給与支払報告書を書面で提出する場合は、空欄としてください。

※２　「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。

※３　「３８万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を３８万円以上受けている者をいいます。

※４　３０歳以上７０歳未満の非居住者が記載方法０２～０４の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

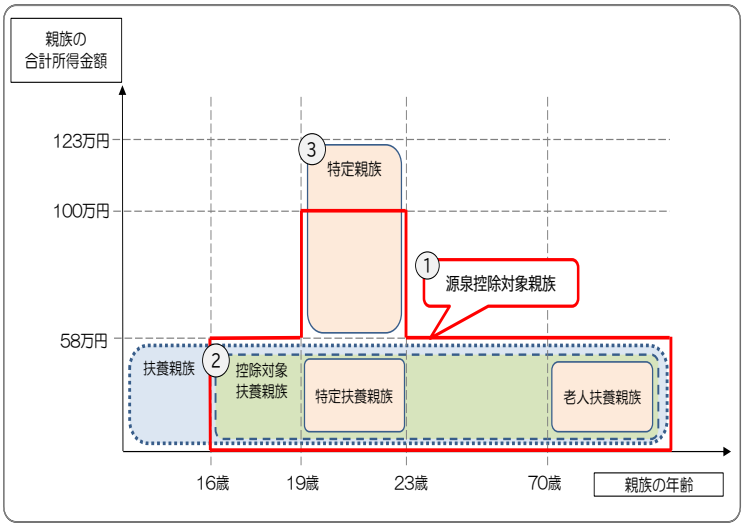
※５　非居住者とは、海外赴任や海外留学等で出国（転出）し、賦課期日（令和８年１月１日）をまたいで、**概ね１年以上海外で居住し**、日本国内に住所を有しない者のことです。

また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の額	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住者）	合計所得金額	
６３万円	10	11	58万円超	85万円以下
６１万円	20	21	85万円超	90万円以下
５１万円	30	31	90万円超	95万円以下
４１万円	40	41	95万円超	100万円以下
３１万円	50	51	100万円超	105万円以下
２１万円	60	61	105万円超	110万円以下
１１万円	70	71	110万円超	115万円以下
６万円	80	81	115万円超	120万円以下
３万円	90	91	120万円超	123万円以下

【親族の範囲】



① 源泉控除対象親族	・次の①、②のいずれかに該当する人 ①控除対象扶養親族 ②１９歳以上２３歳未満で親族の合計所得金額 ⇒５８万円以上１００万円以下
② 控除対象扶養親族	・16歳以上　（※1）（※2）で親族の合計所得金額 ⇒５８万円以下 （※1）配偶者・専従者を除く （※2）国外居住親族３０歳以上７０歳未満は対象外。 ただし、次のものは対象とする。 ①留学　②障がい者　③生活費又は教育費３８万円以上の送金
③ 特定親族 （特定親族特別控除の対象者）	・１９歳以上２３歳未満で特定親族の合計所得金額 ⇒５８万円超１２３万円以下